

## 平成25年度 事業計画

### I 基本方針

本市に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年が経過し、日々、復旧・復興作業が進むなか、被災された市民の中には、今も避難生活の延長線上にあり、応急仮設住宅やみなし仮設住宅などでの生活が続いています。特に被害の大きかった沿岸地域では、災害危険区域に指定された地域もあり、被災前の場所に自宅を再建することが困難な方々もおります。

また、集団移転の問題もあるため、定住人口は、震災前の状況に戻るにはまだ時間を要する状況にあります。

市内全域における大幅な人口変化は、地域社会に大きな変化を及ぼし、新たな居住地においてコミュニティ形成が行われることとなります。本会としては、この現状を踏まえ、これまでの復興支援とともに、新たなコミュニティへの支援と地域福祉向上のためのネットワークづくりが重要な事業であると考えます。

昨年度は「復興元年」として、仮設住宅入居者等支援事業や災害ボランティアセンター事業などを展開してまいりました。本年度もこれらの事業を継続実施しますが、日々変わりつつある市民の要望に対応できるよう、石巻市と協力し、事業の充実に努めてまいります。

本会が従来取り組んできた地域福祉事業は、昨年度から震災前の事業内容に近づけることを基本として事業を進めてきました。これからも地域の復興状況に合わせて、本会の各支所、事業所や関係機関と連携し事業を展開してまいります。

介護保険事業等の公益事業については、利用者の激減により、事業収入が落ち込み、事業継続が困難な事業所もあることから、経営改善のため、事業所の統廃合等の合理化を図ります。

また、平成19年度に策定した「第1次地域福祉活動計画」に引き続き、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「第2次地域福祉活動計画」（計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）に基づき、復興活動支援、被災者生活支援と地域福祉向上のための事業を市民と協働し、石巻市や関係機関と連携しながら、計画的・総合的に事業を展開してまいります。

## II 重点目標

### 1 災害復興支援・被災者生活支援事業の推進

#### (1) 生活の支援

□仮設住宅やみなし仮設住宅入居者等の生活支援のため、訪問支援員の定期的訪問を行い、安否確認、情報提供、孤立予防等を行います。

□被災者の生活再建が早期に行われるよう宮城県社会福祉協議会及び石巻市等と連携し、生活資金の貸付（生活福祉資金「生活復興支援資金」）による支援を行います。

#### (2) 地域組織の再生・地域福祉活動の支援

□住民自治会等の地域組織の再生に合わせ、地域社会の互助、共助を育成するための活動への支援を行い、豊かで住みよい地域社会づくりに努めます。

#### (3) 災害ボランティアセンター

□災害復興のためのボランティアを市民のニーズに合わせて活動できるよう調整を行います。

### 2 災害対応にかかる防災（減災）活動への支援

東日本大震災における災害ボランティアセンターの実践活動を検証・整理し、多くの関係者へ周知するとともに、各地で開催される災害ボランティア研修等へ職員派遣を行いません。経験したノウハウを今後の防災活動に役立てられるよう支援活動に努めます。

### 3 地域福祉活動の推進

全ての市民が、応急仮設住宅を出て、マイホーム（復興公営住宅等を含む。）での生活を再開するまでには、長い年月を要すると見込まれます。そのような中で、深刻化する生活課題や地域の課題に対応できるよう石巻市、住民自治会、民生児童委員、福祉協力員、NPOやボランティア団体等と協力し、地域福祉事業の充実に努めてまいります。

具体的には「第2次地域福祉活動計画」に基づき、地域の復興状況やコミュニティの再生状況に合わせて、本会の各支所、事業所や関係機関と連携し、それぞれの地域性に見合った事業を展開します。

#### 4 社会福祉協議会活動の展望

震災により地域の生活環境が大きく変化したことから、長期的な視野に立ち、社会福祉協議会の事業全般について見直しを行います。

##### (1) 法人運営

今後の復興にかかる地域の再編に対応した組織体制（事業所・職員配置、職員定数等）の検討を継続的に行います。

##### (2) 第2次地域福祉活動計画に基づいた各種事業の見直し

各事業について、実施内容や実施方法が地域の実情に合っているか定期的に検証し、より良い地域福祉活動を目指します。

目指すべき地域福祉活動のあり方を役職員が共有し、事業推進体制の強化を図ります。

##### (3) 介護保険事業、障害者自立支援事業の見直し

介護保険事業については、利用者の激減により、事業収入が落ち込み、事業継続が困難な事業所もあることから、経営状況改善のため、事業所の統廃合等の合理化を図ります。

障害者自立支援事業については、既存事業である障害者地域活動支援センター事業を継続しながら、利用者サイドに立ったサービスを提供するため、新たに「就労継続支援B型事業所」を設置し、合わせて経営の改善を図ります。

### Ⅲ 実施事業

#### 1 法人運営・総務部門

##### (1) 法人運営関係

- 理事会、評議員会（年4回予定）
- 会員管理（会費関係事務）
- 第2次地域福祉活動計画に基づく事業評価

##### (2) 広報活動

- 社協広報紙発行（年4回・全戸配布）
- ウェブサイト（ホームページ）運用

##### (3) 人材育成

- 職員研修
- 各種実習生受入

#### 2 地域福祉活動部門

##### (1) ボランティアセンター事業

- ボランティア広報、啓発活動事業
- ボランティア育成、活動支援事業
- ボランティアセンター機能強化・関係機関との連携

##### (2) 地域福祉事業

- 地域啓発活動事業（福祉フォーラム）
- 地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の連携強化
- 住民自治組織との連携
- 民生委員児童委員・主任児童委員との連携
- 福祉協力員の設置及び活動支援
- 高齢者サロン活動事業
- 高齢者等安心カード配付事業
- 子育て支援事業
- 在宅視覚障害者への情報提供事業

##### (3) 福祉教育事業

- 福祉教育研修事業
- 福祉教育活動助成事業
- キャップハンディ体験活動の支援（講師派遣、用具貸出）

##### (4) 共同募金運動

- 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動
- 小規模災害見舞金事業

##### (5) 石巻市民生委員児童委員協議会の運営支援及び事業協働実施

##### (6) 福祉団体運営支援

- 石巻市ボランティア連絡協議会・ボランティア友の会

- 老人クラブ連合会（市・支部）
- 身体障害者福祉協会（市・支部）
- 遺族会（石巻女川連絡会・支部）
- 傷痍軍人会（支部）
- 母子寡婦福祉会（支部）
- 職親会（支部）

### 3 在宅福祉サービス部門

#### (1) 居宅サービス事業

介護保険居宅サービス事業、障害者自立支援事業を実施し、サービスの量的確保と質の向上を図ることにより在宅福祉の向上に努めます。

- 地域包括支援センター事業
  - ・地域包括支援センター 2事業所（渡波、北上）
- 居宅介護支援事業
  - ・介護プランセンター 5事業所（石巻、渡波、河北、桃生、北上）
- 訪問介護事業
  - ・ホームヘルパーセンター 3事業所（石巻、北部〈河北・雄勝・北上〉、河南）
- 通所介護事業
  - ・デイサービスセンター 2事業所（渡波、北上）
- 訪問入浴介護事業
  - ・訪問入浴事業 1事業所（河北）
- 就労継続支援B型事業・障害者地域活動支援センター事業
  - ・「みどり園」、「かしわホーム」の運営による事業の実施

#### (2) 介護予防事業

- 生きがいデイサービス、ミニデイサービス事業
  - ・生きがいデイサービス 3事業所（石巻、河南、北上）
  - ・ミニデイサービス 2事業所（河北、河南）

#### (3) 在宅福祉サービス事業

- 紙おむつ等購入助成事業
  - ・在宅の高齢者や障害者等への紙おむつ等購入の助成
- 福祉用具貸出事業
  - ・障害者等への介護用ベッド・車椅子貸出の実施

#### (4) 生活支援サービス事業

- 生活相談所事業
- 福祉貸付金事業
  - ・生活安定資金、一時援護資金、生活福祉資金（生活復興支援資金）
- 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
  - ・石巻地域福祉サポートセンター設置運営事業

(5) 老人福祉施設等管理事業

- 石巻市老人福祉センター「寿楽荘」指定管理受託事業
- 石巻市河南老人福祉センター指定管理受託事業
- 石巻市桃生地域福祉センター指定管理受託事業
- 石巻市北上高齢者生活福祉センター「はまぎく」指定管理受託事業

4 災害時支援体制の整備

- 災害時ネットワークの強化（関係機関との連携確認）
- 災害ボランティア等の育成・活動支援
- 防災（減災）意識の普及啓発活動
- 災害研修への職員派遣

5 災害復興支援部門

(1) ささえあいセンター事業

- 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援
- 訪問支援（見守り）活動（仮設住宅等）
- 要援護者の孤立予防活動
- 災害ボランティア、NPO等の支援活動調整

(2) 災害ボランティアセンター事業

- 災害ボランティア受入派遣調整
- 災害ボランティア活動支援（証明書発行等）
- 災害ボランティアセンター活動記録作成